令和３年度　夏季剣道段位（高三段～五段）審査会開催要項

1. 日　　時

　　　　　（1）四段　　　　令和３年７月31日（土）

　　　　　 受付時間　午前 9：00　～　9：30

審査開始　午前10：00 ～

（2）五段 　　　 令和３年７月31日（土）

受付時間　午後 1：00　～ 1:30

　　　　　　　　　　　　　　　　 審査開始　午後　2：00　～

（3）高校三段 令和３年８月１日（日）

受付時間 受審番号通知ハガキにて後日連絡

　　　　　　　　　　　　　　　　 審査開始 　　　　〃

1. 会　　場　　　福岡武道館（福岡市中央区大濠1-1-1　TEL092-714-1900）

1. 受審資格　　　高校三段・・・二段受有後２年以上修業した者。

**（令和元年8月31日以前に取得した者）**

四　　段・・・三段受有後３年以上修業した者。

**（平成30年8月31日以前に取得した者）**

　　五　　段・・・四段受有後４年以上修業した者。

**（平成29年8月31日以前に取得した者）**

　　　　　　　　　　※**外国人の受審者で、現段を外国で取得の場合は、申し込みをする前に福岡県剣道連盟に問い合わせをしてください。**

**※四段・五段の審査日は７月31日ですが、合格者登録日は８月1日とします。**

4.　審査方法　　 全日本剣道連盟 剣道称号・段級位審査規則・細則および（公社）福岡県剣

道連盟段位審査規程による。

5. 審査科目

　　　　　（1）実技

　　　　　（2）日本剣道形（実技審査合格者のみ）

　　　　　（3）学科

　　　　　　　ア.試験問題

　　　　　　　　　　高校三段　　１. 「剣道において、なぜ礼儀を大切にするかを述べなさい」

　　　　　　　　　　　　　　　　２.「切り返しの目的と効果について述べなさい」

　　　　　　　　　　四　　段　　１.「引き立て稽古の目的」について説明し、「元立ちの指導

上の留意点」を述べなさい。

　　　　　　　　　　　　　　　　２. 「日本剣道形修錬の必要性（効果）」について述べなさい。

　　　　　　　　　　五　　段　　１.「剣道指導者としての心構え」について述べなさい。

　　　　　　　　　　　　　　　　２.「日本剣道形太刀３本目及び小太刀２本目での指導上の留意点」を、それぞれ３つ（３本目）と２つ（２本目）を箇条書きにしなさい。

　　　　　　　イ.（公社）福岡県剣道連盟が配布したＡ４版学科試験答案用紙を使用すること。

　　　　　　　ウ.記述様式

　　　　　　　　　予め、氏名・解答を直筆で記入すること。またコピー及びパソコン等によ

る解答の提出は禁止いたします。

　　　　　　　エ.解答上の注意事項

　　　　　　　　・設問と異なる解答をした場合は、不合格とするので、十分注意すること。

　　　　　　　　　 ・模範解答の丸写しではなく、自分の意見も述べること

　　　　　　　オ.解答レポート用紙の提出

**審査申込書とともに事前に提出**すること。

**※学科試験解答レポート未提出の場合は、学科試験不合格となります。**

**※外国人の受審者で英語版の答案用紙が必要な場合は、事務局まで連絡ください。**

6.申込方法　　　下記書類（添付）を同封して事務局宛送付してください。

・各段審査申込書及びコピー

・各段学科解答書

・各段審査払込通知書（高三～五段）

・申込者明細書R3夏（高三～五段）

・審査料払込金受領書又はそのコピー

7.申 込 先　　　〒811-1353

福岡市南区柏原3-10-8

福岡市南区剣道連盟　事務局

　青木　幸孝

TEL、FAX 092-565-1789

携帯　080-5242-8949

8.申込締切　　　**令和３年６月１８日（金）必着　厳守**

9. 審 査 料・事務費

　　　 三段　 5,200円（審査料）＋500円（事務費）

　　　　　 四段　 7,200円（審査料）＋1,000円（事務費）

　　　　　　　　　　五段　 9,100円（審査料）＋1,000円（事務費）

　　　　　　　　　　各段、再受審料　1,000円＋500円（事務費）

10．振込口座

　　　　　　　　　　金融機関　ゆうちょ銀行

　　　　　　　　　　口座番号　０１７９０－２－４４１６３

　　　　　　　　　　加入者名　福岡市南区剣道連盟

11. 安全対策（新型コロナウィルス感染症対策含む）別紙参照

受審者は、各自十分健康管理に留意し本審査会に参加すること。

高齢の受審者については、特に留意のこと。

主催者に於いて、審査実施中、傷害発生の場合は、看護師により応急処置を講じ、病院等で治療を受けられるよう手配する。この場合の治療費は自己負担とする。

なお、受審者は自己責任において、傷害保険に加入すること。

12. 特例措置

特例措置として次の(1)・(2)のいずれかに該当する受審者は、学科の審査（筆記試験）を免除する。

(1)審査当日に満年齢70歳以上の者。

(2)五段を受審する者で、全剣連社会体育指導者資格初級の認定を受けた者。

**認定証コピーを申込書に添付すること。**

13. 注意事項

日本剣道形及び学科審査に不合格となった受審者は再受審が認められる。

ただし、当日日本剣道形を受審しない者の再受審は認めない。

なお、本審査日より１年経過後は、再受審は無効となるので留意すること。